

国立大学法人愛媛大学における行政機関等匿名加工情報等の提供に関する規程

平成30年2月28日
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学個人情報管理規則（以下「管理規則」という。）第45条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）が保有する行政機関等匿名加工情報の提供に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）の定めるところによる。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第3条 法人は、法第107条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）を作成することができる。

2 法人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を第三者に提供するとき。

3 法第69条の規定にかかわらず、法人は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

4 前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第4条 法人は、法人が保有している個人情報ファイルが法第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) 提案を受ける組織の名称及び所在地

(提案の募集)

第5条 学長は、法第109条の規定に基づき、毎年度1回以上、法人が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下同じ。）について、当該募集の開始の日から30日以上期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、次条の提案を募集するものとする。

2 学長は、提案の募集に関し必要な事項を、あらかじめ公示するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第6条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供する者は、愛媛大学情報公開・個人情報保護室において、又は郵送により、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別紙様式第1号。以下「提案書」という。）を提出し、学長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

- 2 代理人によって前項の提案を行うときは、提案書に委任状（別紙様式第2号）を添えて行うものとする。
- 3 第1項の提案書には、次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添付しなければならない。
 - (1) 第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（別紙第3号様式）
 - (2) 提案を行う当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
- 4 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める書類を添付しなければならない。代理人によって提案をする場合は、第1号から第3号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
 - (1) 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであつて、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるもの
 - (3) 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を提出できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため法人が適当と認める書類
 - (4) 前各号に掲げる書類のほか、法人が必要と認める書類
- 5 学長は、第1項により提出された提案書又は添付書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認められるときは、提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（欠格事由）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (5) 法第118条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの（提案の審査等）

第8条 学長は、第6条第1項の提案があつたときは、当該提案が法第112条第1項各号に掲げる基準（以下「基準」という。）に適合するかどうか審査を行うものとする。

- 2 学長は、前項の審査を行うに当たつて、当該保有個人情報保有する部局等の長に意見を求め

るとともに、必要に応じて国立大学法人愛媛大学情報公開・個人情報保護委員会（以下「情報公開・個人情報保護委員会」という。）に意見を求めるものとする。

3 学長は、第1項の規定により審査した結果、当該提案が基準のいずれにも適合すると認めるときは、審査結果通知書（別紙様式第4号）により、当該提案をした者に対し、本学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨を通知する。

4 学長は、第1項の規定により審査した結果、当該提案が基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知書（別紙様式第5号）により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

第9条 削除（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第10条 第8条第3項の通知を受けた者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書（別紙様式第8号）を学長に提出し、第14条に定める手数料を納付することにより法人との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（行政機関等匿名加工情報の作成）

第11条 行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則第62条に規定する基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、法人から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）

第12条 法人は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、第4条に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目
- (2) 次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 次条第1項の提案をすることができる期間

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第13条 前条の規定により個人情報ファイル簿に記載された行政機関等匿名加工情報を法第116条に基づきその事業の用に供しようとする者は、愛媛大学情報公開・個人情報保護室において、又は郵送により、作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別紙様式第9号）を提出し、学長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。第10条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも同様とする。

2 第6条から第8条まで、第10条及び第11条の規定は、前項の規定により提案する場合に準用する。この場合において、第8条第3項中「審査結果通知書（別紙様式第4号）」とあるのは「審査結果通知書（別紙様式第10号）」と、同条第4項中「審査結果通知書（別紙様式第5号）」とあるのは「別紙様式第11号」と読み替えるものとする。

（手数料）

第14条 第10条（前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次に掲げるところにより、手数料を納めなければならない。

- (1) 第10条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

ロ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

(2) 前条第2項において準用する第10条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

イ ロに掲げる者以外の者 第10条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前号の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

ロ 第10条（前条第2項において準用する場合を含む）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

2 手数料は、原則として、法人が指定する金融機関への振込みにより納付しなければならない。この場合において振込みにかかる手数料は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の負担とする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除）

第15条 法人は、第10条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第7条の各号（第13条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（識別行為の禁止等）

第16条 法人は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 法人は、法第119条第2項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、法人から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第17条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあった者、前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は法人において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第17条の2 法人は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 法人は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

3 法人は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で

定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前2項の規定は、法人から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（事務）

第18条 この規程に定める行政機関等匿名加工情報の提供等に係る事務は、関係部局等の協力を得て、総務部総務課において行う。

（雑則）

第19条 この規程に定めるもののほか、行政機関等匿名加工情報の提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月20日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月24日から施行し、令和元年9月14日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

国立大学法人愛媛大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先

（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第110条第1項の規定により、次のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - （1）利用の目的
 - （2）利用の方法
 - （3）利用に供する事業の内容
 - （4）上記（3）の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - （1）提供媒体 CD-R DVD-R
 - （2）提供方法 窓口受領 郵送

（記載要領）

1. 「個人情報ファイルの名称」には、愛媛大学のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（法第110条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等匿名加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、愛媛大学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、（1）から（4）までの事項を具体的に記載すること。また、（4）の「上記（3）の事業の用に供する期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

委任状

受任者 郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏名
連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第110条第1項・第116条第1項前段・第116条第1項後段、第113条及び第117条の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏名
連絡先

（記載要領）

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

誓 約 書

国立大学法人愛媛大学長 殿

（ふりがな）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称
及び代表者の氏名を記載するこ
と。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

〔第110条第3項
第116条第2項において準用
する第110条第3項〕の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第111

条各号に該当しないことを誓約します。

（記載要領）

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人愛媛大学長

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項各号に定める基準に適合するものと認めましたので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人愛媛大学長との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、国立大学法人愛媛大学における行政機関等匿名加工情報等の提供に関する規程第10条に定める別紙様式第8「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

別紙様式第5号（第8条第4項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人愛媛大学長

年 月 日付け「行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第112条第1項 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が個人情報の保護に関する法律第112条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

（記載要領）

「提案が個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書

国立大学法人愛媛大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先

（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け愛大総総第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（第113条
第116条第2項で準用する第113条）の規定により、行政機関等匿名加工情報の

利用に関する契約の締結を申し込みます。

（記載要領）

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

国立大学法人愛媛大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

連絡先

（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

〔 第116条第1項前段
第116条第1項後段 〕の規定により、次のとおり作成された

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項
2. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
4. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
 - (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
 - (2) 提供方法 窓口受領 郵送

(記載要領)

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項」には、法第115条の規定により個人情報ファイルに記載された行政機関等匿名加工情報の概要を記載すること。
3. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供する期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
5. 「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること(法第116条第1項前段の提案をする場合に限る。)
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審 査 結 果 通 知 書

（提案者）様

国立大学法人愛媛大学長

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第116条第2項で準用する第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに定める基準に適合するものと認めましたので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人愛媛大学との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、国立大学法人愛媛大学における行政機関等匿名加工情報等の提供に関する規程第10条の別紙様式第8「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

4. その他

別紙様式第11号（第13条第2項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人愛媛大学長

年 月 日付け「作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第116条第2項で準用する第112条第1項第 号の基準に適合しないことから、同条第3項の規定により通知します。

（提案が法第116条第2項で準用する法第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しない理由）

（記載要領）

「提案が法第116条第2項で準用する法第112条第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しない理由」は、適合しないと認めた該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。